最終更新日:2015年6月22日

東洋シヤッター株式会社

代表取締役社長 岡田 敏夫
問合せ先:代表取締役専務経営企画統括部長 丸山 明雄 Tel:06-4705-2125

証券コード:5936
http://www.toyo-shutter.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社はステークホルダーおよび社会から信頼される企業を目指し、効率性、健全性、透明性の高い経営を実現するため、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと考えております。
そのための経営機関制度は、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会、監査機関として監査役会という従来の制度を基本としております。
取締役は社内取締役7人、社外取締役3名の合計10名、また男性9名、女性1名の構成で任期1年で選任しており、迅速且つ的確な経営判断ができるよう少人数で運営しております。 併せて執行役員制度を平成18年4月より導入することにより、取締役会の意思決定、監督機能を業務執行機能と分離し、意思決定の迅速化と効率的な業務執行を図っております。
監査役は社内監査役2名、社外監査役2名の合計4名、また男性4名の構成で選任しております。 監査役は取締役会をはじめ、コンプライアンス委員会等当社の重要な会議には全て出席し、取締役の意思決定の状況を充分に監視できる体制となっております。監査役は監査役監査基準に従い業務執行の実地監査も行い、業務執行部門と別組織の業務監査部からの監査報告も検証し、取締役の業務執行状況も監査しております。
他に当社はコーポレート・ガバナンスの充実のために、業務執行部門から独立したコンプライアンス統括部を組織しております。傘下にはリスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、当社の内部統制に資する体制を整備しております。また、役員全員を中心としたリスク管理委員会、コンプライアンス委員会等を設け、各種課題における経営者の認識の共通化と、迅速な方向性決定を図っております。
当社グループのコンプライアンスにつきましては、「TS役職員行動規範」を制定し徹底を図っております。当社グループのコンプライアンス問題につきましては、社内に相談窓口を2ルート設置し、重要な問題はコンプライアンス委員会で対応する体制をとっております。
当社グループのリスク発生時の報告制度としては「TSコンティンジェンシープラン」を制定し、迅速に情報が当社グループで伝達共有化できる体制をとっております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	2,313,374	27.58
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト アカウント ハーマン ベタイリグンス ゲーエムベーハー	1,200,000	14.31
東洋シヤッター取引先持株会	564,480	6.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	420,300	5.01
東洋シヤッター従業員持株会	355,228	4.24
愛知電機株式会社	125,444	1.50
下村正一	119,400	1.42
日本生命保険相互会社	119,307	1.42
中央不動産株式会社	114,159	1.36
スガツネ工業株式会社	110,200	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堀井 昌弘	他の会社の出身者											
マーチン・ハーマン	他の会社の出身者							○				
水野 久美子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀井 昌弘	○	弁護士事務所の代表弁護士であります。	弁護士としての豊かな経験と優れた識見を、当社の経営に活かしていただくためであります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。
マーチン・ハーマン		当社の主要株主であるハーマン・ベタイリングス有限会社の業務執行者であります。	海外企業経営者としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくためであります。
水野 久美子	○	公認会計士事務所の所長であります。	公認会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の経営に活かしていただくためであります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
会計監査人である栄監査法人から、監査役会は年4回会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査に関連した必要事項についても適宜報告を受けております。

監査役と内部監査部門の連携状況
監査役はコンプライアンス統括部長より、適宜内部統制システムの整備状況及び運用について報告を受けております。また、業務監査部は全部署を定期的に監査しており、その内容については監査役に全て報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
津田 尚廣	弁護士													

堤 昌彦	公認会計士

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
津田 尚廣		弁護士法人の代表社員であります。	弁護士としての豊かな経験と優れた識見によります。
堤 昌彦	○	監査法人の代表社員であります。	公認会計士としての豊富な経験と優れた識見によります。 また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は、取締役へのインセンティブ付与が無くとも、十分機能していると判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

（詳細は、平成26年度有価証券報告書をご参照ください。）
役員報酬の総額
役員報酬
当社の取締役に支払った平成26年度における支給総額は114百万円です。
当社の監査役に支払った平成26年度における支給総額は20百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

基本報酬は当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認されました報酬枠の範囲内においてその額及び配分を、取締役については取締役会において、監査役においては監査役会における協議により決定しております。
なお、基本報酬は定額制を採用しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は社外監査役を補佐する専任の担当セクションは設けておりませんが、業務監査部から監査報告は監査役会に定期的になされ、その他必要な情報も適宜社内監査役に報告されております。監査役間では監査役会の他に常時情報交換を行っており、社外監査役にも必要な情報は伝達されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

平成26年度においては、取締役会を10回開催し、重要事項の決定、業務報告を行いました。監査役会は12回開催され、監査役監査基準に準拠した監査の方針、分担を決定し、経営の監督状況の報告、意見交換を行いました。業務監査部は内部監査規程に基づき、業務部門の監査を実施しました。コンプライアンス委員会も4回開催し、コンプライアンスの教育徹底等について審議しました。
当社は、執行役員制度導入により、経営と業務執行をできる限り分離し、経営と業務執行双方の充実を図っております。また、コーポレートガバナンス充実のために、業務執行部門から独立したコンプライアンス統括部を設置し、傘下のリスク管理部、業務監査部、品質管理部を通じて、監査役と連携しつつ、当社グループの内部統制の充実に向けて活動しております。
また、当社の会計監査人である「栄監査法人」より監査役会が年4回会計監査内容の報告を受けるとともに、会計監査に関連したコーポレート・ガバナンス体制の充実等についても適宜アドバイスを受けております。なお、業務を執行した公認会計士は、國分博史公認会計士（監査年数6年）、羽田勲公認会計士（監査年数2年）であり、会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他1名の合計7名です。
併せて、顧問弁護士事務所である「弁護士法人なにわ橋法律事務所」、「三好総合法律事務所」に対しても、必要に応じて随時アドバイスをお願いしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社取締役は当社出身の取締役だけでなく、他の会社出身の取締役も選任しており、客観的な経営判断が下せる体制と判断しております。
又、社外監査役を選任しており、中立的な立場から経営を監視できる体制を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年、第60回定時株主総会においては、今後の課題であると認識しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年、第60回定時株主総会は集中日を避け、6月19日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後、社長自身による決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRニュース，財務情報，IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「TS役職員行動規範」に各ステークホルダーに対する尊重の精神を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境問題は避けて通ることができない経営課題と考えており、「環境方針」を定めて事業活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「情報開示規定」に則り、適時開示を行える体制を整備し、ステークホルダーに必要な情報提供を行っております。又、適時開示した情報は、当社ホームページにも掲載しております。
その他	当社は役員への女性の登用につきましては、本報告書提出日現在において女性取締役1名を選任しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり内部統制システムに関する基本方針を変更することを決議しております。

記

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり業務の適正および財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図る。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象である。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図る。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図る。後述する項番5の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものである。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとする。
(2)当社は、各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織としてコンプライアンス統括部を設置する。コンプライアンス統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
(3)コンプライアンス統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動する。
(4)役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとする。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行う。
(2)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化する。
(2)当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行う。
(3)役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行う。
(4)内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織のコンプライアンス統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査する。
(5)監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
(1)当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し、その役職員にも周知徹底するものとする。
(2)グループ会社は当社に準じて規程類を整備し、その役職員に徹底するものとする。
(3)グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、コンプライアンス統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとする。又、内部監査の報告を代表取締役に行うものとする。
(4)同じく、コンプライアンス統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行う。
(5)監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1)監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置かない。
(2)但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとする。
(3)監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
(4)監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととする。

8. 監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
(2)前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとする。
・当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
・内部監査の活動状況。
・重要な会計方針、会計基準及びその変更。
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
・内部通報制度の運用及び通報の内容。
・稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
(3)前2項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
(4)監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1)財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
(2)内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた体制
(1)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
(2)反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、コンプライアンス統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社に関する重要な情報（証券取引法等の「諸法令」、証券取引所の定める「適時開示規則」に定める重要事項）の開示が公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、情報開示に係る基本方針として「情報開示規程」を制定し、体制整備を行っています。

1.情報開示規程の概要
(1)「諸法令」、取引所の定める「適時開示規則」に従い情報開示を行います。また、「諸法令」や「適時開示規則」が定める重要事実に該当しない情報であっても、広く投資者に有用と判断されるものは、できる限り迅速、正確かつ公平に開示します。

(2)情報開示責任者を定め、情報開示責任者に適時開示に関する情報を集約し、適時開示すべき情報を入手したときは、取締役会の決裁を経て開示します。

(3)社内における情報の報告体制を構築しています。

2.適時開示に係る社内体制の概要

(1)当社では、取締役会のもと、情報開示責任者を中心に、社内各部門と連携して適時開示の対象となる会社情報の共有化に努めています。

(2)コンプライアンス統括部において、内部監査を通じ、情報が適切に処理されているかのチェックを行っています。

(3)監査役会においては、取締役会他重要な会議等に出席し会社情報の開示が適切に処理されているかチェックを行っています。

